

特集 《日本弁理士会中央知的財産研究所設立 15 周年記念》

日本弁理士会中央知的財産研究所 について



平成 22・23 年度中央知的財産研究所 所長 **小森 久夫**

目次

- 本研究所の目的と成果物
- 本研究所の運営と各種統計
- 研究員の選定
- これからの研究所について

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成 8 年に設立され、昨年で設立 15 周年を迎えました。これを機会に、本研究所に対する会員の方の理解を深めて頂き、また、今後の研究所のあり方を一緒に考えて頂くために、本研究所のこれまでの活動の経緯と現状を紹介する特集を組むことになりました。この特集号が、これまでの多くの研究成果に接する機会を持たれた会員だけでなく、本研究所についてこれまでにあまり馴染みのない、特に最近登録された多くの会員にとって有益なものになることを期待します。

我が国における知的財産に特化した研究組織は、公的機関や大学等に存在しますが、本研究所のように、学者と実務家が一緒に、しかも継続的に研究を行っているものはありません。つまり、本研究所は我が国で唯一、学者と実務家が共に研究を行っている組織であるという点に特徴があります。また、その予算は日本弁理士会予算内で組まれるため、研究の独立性が完全に

担保されているという点にも特徴があると言えます。

学者と実務家が共に研究を行うということは、相互の研究者に刺激を与えます。実務家にとっては、実務的アプローチの研究を理論面で深化させることができますし、学者にとっては、理論的な研究に実務的な見地を反映させることができるということになります。このような特徴を有する研究組織であるため、研究成果については、実務に応用できるものが期待できるのです。

また、予算は会員からの浄財（会費）のみで組まれるため、研究テーマの設定、研究員の構成、研究の方向性など運営に関わる全てのことに外部の影響を受けることはありません。このため、自由で純粋な研究を確保出来、たとえば、弁理士試験制度の研究や弁理士の利益相反の研究など、弁理士制度に関わる研究も行うことが出来ます。

■本研究所の目的と成果物

本研究所は、長期的および国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究を行うことを目的としています。その成果は、論文集（研究報告書、別冊パテント）、公開フォーラム、会員向け研究発表会で、一般及び会員に提供されます。

これまでの研究成果を表で示すと下記の通りです。

研究課題と発行済研究報告書又は別冊パテント

研究課題	研究年度	報告書発行日(号数)	主任研究員
これからの弁理士	平成 8～10 年度	平成 10 年 1 月 30 日(第 1 号), 平成 10 年 12 月 28 日(第 3 号)	中山 信弘
“ソフトウェアの発明”に関する研究	平成 9～11 年度	平成 10 年 10 月 30 日(第 2 号), 平成 12 年 1 月 31 日(第 4 号)	相澤 英孝
意匠法と不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号との関係について	平成 10～11 年度	平成 12 年 2 月 29 日(第 5 号), 平成 12 年 9 月 30 日(第 6 号)	満田 重昭
バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方	平成 12～13 年度	平成 14 年 5 月 31 日(第 9 号)	大瀬戸豪志
ビジネス関連特許について	平成 12～13 年度	平成 13 年 3 月 31 日(第 7 号), 平成 14 年 3 月 31 日(第 8 号)	相澤 英孝
不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号, 同第 2 号による商品形態の保護について	平成 12～13 年度	平成 14 年 5 月 31 日(第 10 号)	満田 重昭
均等論について	平成 12～13 年度	平成 14 年 12 月 31 日(第 11 号)	高林 龍

不正競争防止法第2条第1項第1号, 同第2号について	平成13～14年度	平成16年3月31日(第12号)	満田 重昭
特許を受ける権利の研究	平成14～15年度	平成16年4月30日(第13号)	大瀬戸豪志
クレーム解釈論	平成14～15年度	平成17年3月31日(第15号)	高林 龍
これからの知的財産で保護すべきもの	平成14～16年度	平成18年3月31日(第18号)	相澤 英孝
不正競争防止法における表示に関する権利の実現	平成15年度	平成17年3月31日(第16号)	満田 重昭
不正競争防止法第2条第1項第14号について	平成16年度	平成17年8月31日(第17号)	満田 重昭
損害賠償論	平成16～18年度	平成21年1月31日(第24号)	高林 龍
コンピュータ・プログラムに関する法的保護	平成16～17年度	平成18年6月30日(第19号)	[前半期間] 大瀬戸豪志 [後半期間] 愛知 靖之
技術標準と特許権について	平成16年度	平成17年1月31日(第14号)	苗村 憲司
不正競争防止法における営業秘密の保護について	平成17～18年度	平成18年12月31日(第20号)	満田 重昭
知財信託について	平成17～18年度	平成19年3月31日(第21号)	新井 誠
複数人が関与する知的財産権侵害について	平成18～19年度	平成20年3月31日(第22号)	愛知 靖之
クレーム解釈をめぐる諸問題	平成18～20年度	平成20年12月31日(第23号)	高林 龍
進歩性について	平成18～20年度	別冊パテント第3号 [平成22年3月19日(第27号)]	大淵 哲也
商標の使用について	平成18～20年度	別冊パテント第1号 [平成21年3月30日(第25号)]	土肥 一史
特許法第104条の3に関する研究	平成19～21年度	別冊パテント第2号 [平成22年2月8日(第26号)]	鈴木 將文
訂正・補正を巡る諸問題	平成20～22年度	別冊パテント第4号 [平成23年3月14日(第28号)]	高林 龍
商標の基本問題	平成20～22年度	別冊パテント第5号 [平成23年3月30日(第29号)]	土肥 一史
審判及び関連する制度の研究	平成21～23年度	別冊パテント第6号 [平成23年7月29日(第30号) [中間報告]] 別冊パテント第7号 [平成23年12月22日(第31号)報告書 [最終報告]]	鈴木 將文

公開フォーラムのテーマ

開催日	テーマ
第1回 〔東京会場〕 平成15年7月1日	「クレーム解釈をめぐる最近の動向」
	「バイオテクノロジーと法的保護」
	「21世紀の知的財産戦略」
第2回 〔東京会場〕 平成16年7月1日	「これからの知的財産法を考える」
	「物のパブリシティの権利－馬名にパブリシティの権利を認めるかどうか－」
	パネルディスカッション「クレーム解釈論」
第3回 〔東京会場〕 平成17年7月1日	「知財制度に伴うリスクの配分」
	「特許法第102条に基づく損害賠償について」
	パネルディスカッション:「技術標準と特許権について」
第4回 〔東京会場〕 平成18年9月27日	基調講演Ⅰ:「営業秘密の保護について」
	基調講演Ⅱ:「知財信託について」
	パネルディスカッション:「特許侵害訴訟における損害賠償額の算定」
第5回 〔大阪会場〕 平成19年7月24日	基調講演Ⅰ:「特許を受ける権利について」
	基調講演Ⅱ:「コンピュータプログラムの法的保護について」
	パネルディスカッション:「複数主体による知的財産権侵害について」
第6回 〔東京会場〕 平成20年9月24日	講演Ⅰ:「商標権の効力と商標の使用について」
	講演Ⅱ:「特許法における発明の『本質的部分』という発想の意義」
	パネルディスカッション:「進歩性について」

第7回 〔東京会場〕 平成21年9月7日 〔大阪会場〕 平成21年9月10日	パネルディスカッションⅠ：「商標権侵害における商標の機能の役割」
	パネルディスカッションⅡ：「特許法104条の3についての問題点と対応策」
第8回 〔東京会場〕 平成22年9月16日 〔大阪会場〕 平成22年9月24日	「商標の基本問題について」
	パネルディスカッション「訂正・補正を巡る諸問題について」
第9回 〔東京会場〕 平成23年9月13日 〔大阪会場〕 平成23年10月4日	パネルディスカッション：「審判及び関連する制度の研究」

研究発表会のテーマ

開催日	テーマ
第1回 〔東京会場〕平成20年3月24日	基調講演Ⅰ 「複数当事者による知的財産権侵害」
	基調講演Ⅱ 「特許権侵害による損害賠償額の算定をめぐる諸問題」
第2回 〔大阪会場〕平成21年3月12日 〔東京会場〕平成21年3月27日	講演Ⅰ 「特許法第104条の3に基づく抗弁と無効審判との関係」
	講演Ⅱ 「特許法第104条の3を巡る諸問題」
第3回 〔東京会場〕平成22年3月15日 〔大阪会場〕平成22年3月19日	「改善多項制の下におけるクレーム訂正」
第4回 〔東京会場〕平成23年3月9日 〔大阪会場〕平成23年3月23日	「審判及び関連する制度の研究」部会（平成21年9月～平成23年3月）の研究成果
第5回 〔大阪会場〕平成24年3月5日 〔東京会場〕平成24年3月27日	「明細書の記載要件に関する問題—特許法におけるその制度的意義と実務的な課題—」

これまでの研究実績は殆どが知的財産に関するものですが、最近では弁理士に関する諸問題についても研究を行っています。会員に対してのみ配布していた研究報告書については、平成20年度から別冊パテントに切り替えて公刊化しました。これにより他の論文で別冊パテントの引用が可能となり、研究成果を会員だけでなく外部の知財関係者にも提供できるようになりました。

■本研究所の運営と各種統計

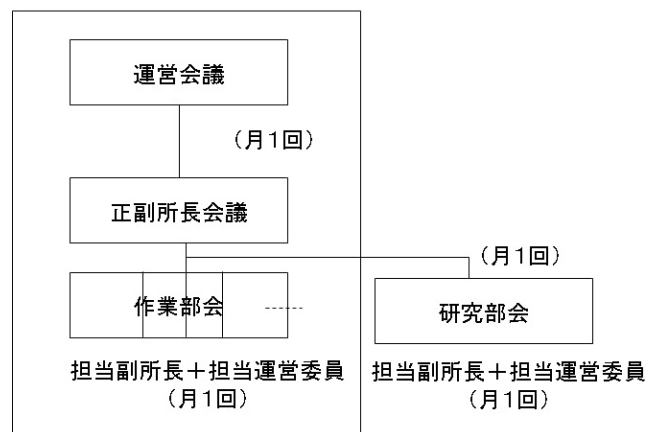
本研究所の運営組織は、所長、複数名の副所長、複数名の運営委員で構成され、研究所内に複数の研究部会が設置されています。平成23年3月時点で研究部会は、東京に3部会、大阪に1部会が設置されていて、研究員総数は51名です。

各研究部会は毎月1回開催され（2時間）、各研究員が担当テーマについての報告を行いその報告内容について議論されます。通常、その議論の内容に基づいて

論文が作成され、審査・査読を経て編集されることとなります。

各副所長と各運営委員はいずれかの研究部会に所属させられるため、所属研究部会には出席をして研究内容について理解をしておくことが要請されます。研究内容について理解をしておくことが、適切な運営や論

中央知的財産研究所の組織図



文の査読に役立つこととなります。

研究部会、研究員、運営委員の総数、予算は、以下の図の通り、漸増しています。このように、本研究所の規模は、15年間の間に徐々に拡大してきました。

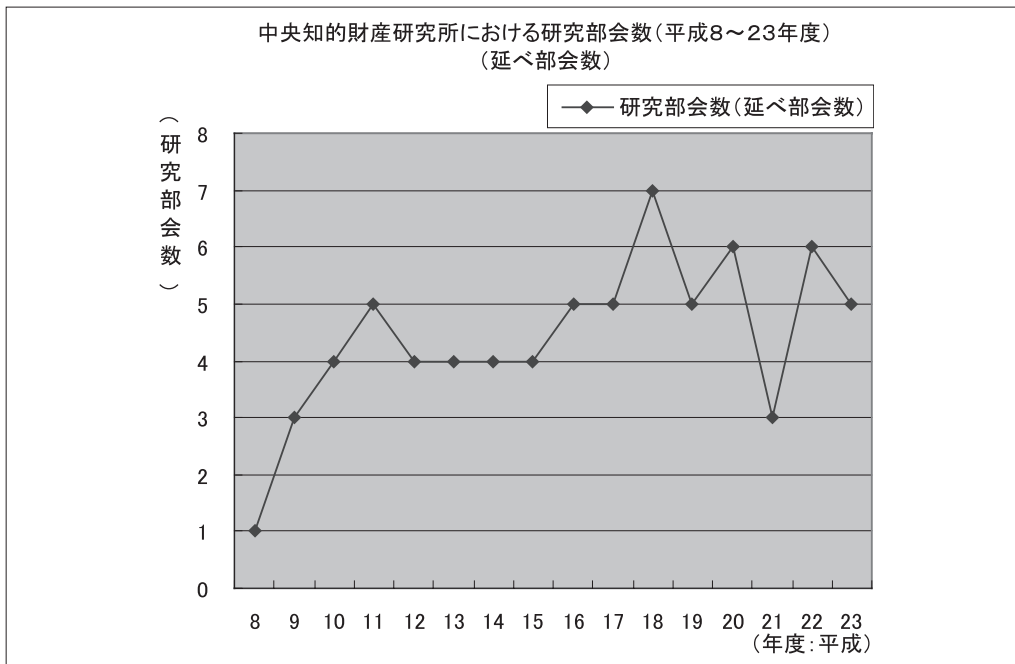
■研究員の選定

本研究所の研究員の選定基準を定める規定は現時点では無く、研究員の選定については研究所の運営会議で決定し、執行役員会の承認を得て委嘱しています。通常、研究レベルは相当程度高いと言えますので、研

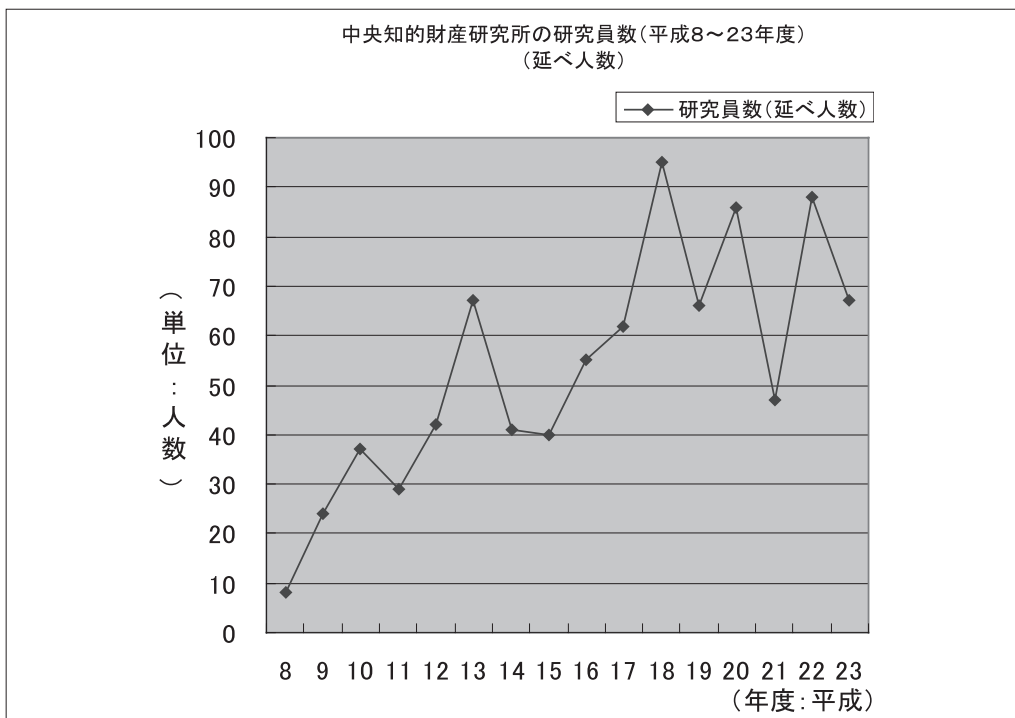
究員の選定に際しては研究実績のある会員やその資質が認められる方などが対象となります。また、常時、研究部会に出席をしている運営委員も対象となります。

このようなことから、研究員を希望する方は、知的財産制度や弁理士制度について現に研究を行っていることや、運営委員になって研究に常時接していることが必要かと思われます。なお、研究員の選定基準については今後、研究所内で検討することになるものと思われます。

研究部会の推移



研究員の推移



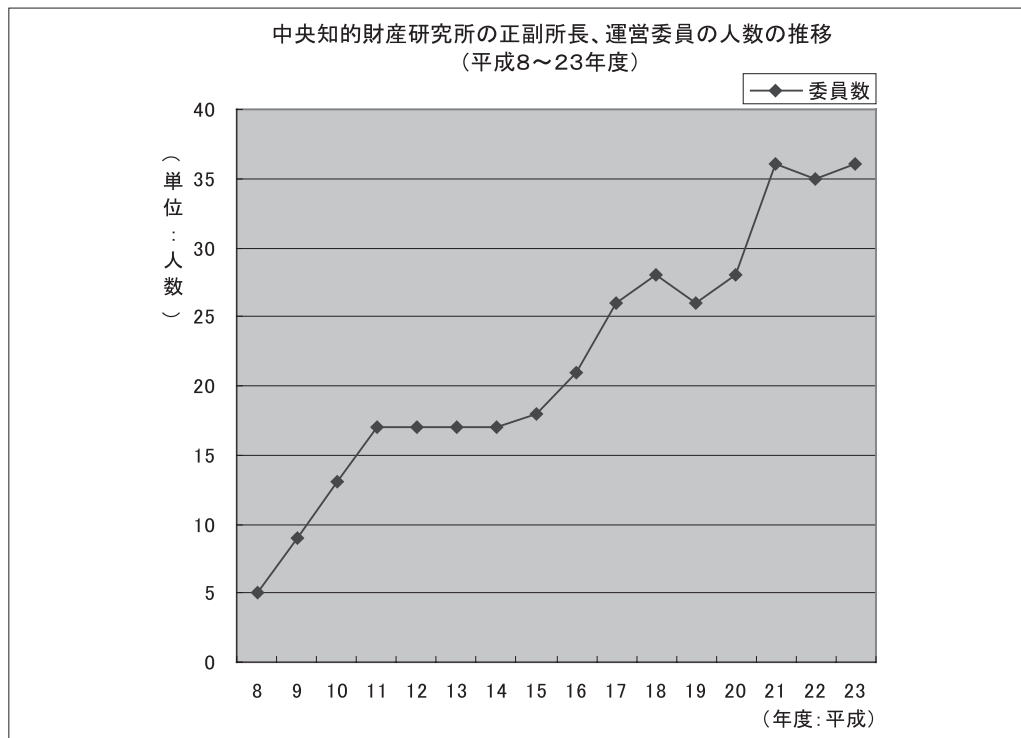
■これからの研究所について

本研究所は、これまでの関係者の努力により内外でその存在意義が認められるようになったものと考えています。その主な理由は、外部の一流の学者を中心とする研究員と研究意欲のある実務家（弁護士・弁理士）からなる研究員とが一体となって研究を継続していることにあるものと考えます。15年間の実績は他に類を見ない一種のステイタスであり、日本弁理士会のプ

レゼンスを高めることにも役立っていると考えられます。今後は、上記の特徴を生かし、実務家にとって有用となる研究成果を出すリーディング研究機関を目指すとともに、弁理士会内の研究員の育成にも役立つ研究所になることが期待されます。

以上
(原稿受領 2012. 5. 14)

正副所長、運営委員の人数の推移



予算の推移

